



ひと、暮らし、みらいのために

宮 城 労 働 局

Miyagi Labour Bureau

<http://www.miyarou.go.jp>

平成 23 年 6 月 30 日

東日本大震災に伴う宮城労働局の対応について(第9報)

3月11日(金) 14:46 三陸沖で地震発生

3月11日(金) 宮城県知事が全35市町村に災害救助法を適用

宮城労働局の災害対策体制

3月11日 宮城労働局内に「厚生労働省現地連絡本部」設置

東北厚生局長を本部長とし、宮城労働局長を本部長代理とする厚生労働省現地連絡本部」を設置(3月14日「厚生労働省現地対策本部」に移行(本部は東北厚生局内に設置))

3月11日 「宮城労働局災害対策本部」設置

宮城労働局長を本部長とする「宮城労働局災害対策本部」を設置

宮城労働局における対応(対策別)

1. 緊急相談窓口の設置等

3月14日 ハローワークに「特別相談窓口」を設置

被災者の方々の雇用保険、仕事に関する相談に対応

3月20日~4月10日 土日、祝祭日の電話相談を実施

3月25日 労働局及び労働基準監督署に「緊急相談窓口」設置

労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談に対応

3月25日 ラジオ放送局等に対し、被災者に対する支援策の案内を要請

4月7日 雇用均等室に「特別相談窓口」設置

4月11日~5月末 ハローワーク仙台、石巻、塩釜、気仙沼の4ハローワークにおいて、サービス提供時間を延長

土日及び祝祭日の開庁(10時から17時)、平日の開庁時間の延長19時まで実施。(ハローワーク気仙沼は17時15分まで)。また、土日及び祝祭日には、これらのハローワークに労働基準監督署の職員を配置

6月1日 ハローワーク仙台において、土曜日の開庁を延長(6月末まで)

引き続き労働基準監督署の職員も配置し、労働条件等相談に対応。また、労働局においても、土日に電話での問い合わせに対応

2. 出張相談の実施状況等

3月24日 各避難所等に対する支援策の周知、各避難所等への求人票の張り出しの要請(30市町村の約360避難所について実施)

3月28日 雇用・労働関係の特例措置をまとめたリーフレットについて

被災した従業員、事業主向けの内容を一覧にまとめたリーフレットの作成・周知

4月4日 「被災者等に対するワンストップサービスの実施について」を各所属長へ通知
年金機構、社会福祉協議会と共に、ワンストップ相談会を各地で実施

4月5日 「生活支援ニュース」の発行、避難所への配布開始

避難所等へ健康維持、生活支援、仕事探しのための情報を掲載した「生活支援ニュース」の配布を開始。第1号(4月5日)～第6号(5月10日)

4月6日～6月20日 宮城県内の避難所等に出張相談窓口を設け実施

(基準関係235件、安定関係445件)

3. 雇用対策

3月12日 緊急雇用対策(特例的な失業保険の支給等)の実施について

今回の地震により事業の継続が困難となった災害救助法指定地域の事業所から、一時的に離職せざるを得ない方の生活を保障するため、事業再開後の再就職が予定されている方であっても、雇用保険の失業手当を支給できる特例措置を実施。また、住所地以外のハローワークでも受給可能に

緊急避難の方々に雇用促進住宅を一時入居先として提供できるよう、雇用・能力開発機構に要請。併せて、自治体からの要望に応じ緊急避難場所として活用することを同機構に要請

3月15日 障害者雇用納付金の納付期限の延長等について

被災地域内に主たる事務所が所在する事業主について、障害者雇用納付金の納付期限の延長、被災地域外に主たる事務所が所在する事業主に対しても一定の要件を満たす場合の納付猶予を実施

3月17日 雇用調整助成金の特例について

震災被害に伴う経済上の理由により雇用調整助成金を利用する事業主について支給要件の緩和(事業活動縮小の確認期間を3か月から1か月に短縮すること、生産量等が減少見込みの場合でも申請を可能にすること、計画届の事後提出を可能にすること)

3月17日 基金訓練の取扱いについて

訓練・生活支援給付を受けている基金訓練の受講者が、地震等の被害により、訓練の受講が困難となった場合であっても、「やむを得ない事情」により訓練に出席できないものとして、訓練・生活支援給付の支給

3月17日 各種助成金の支給申請等の期限延長について

各種助成金について、災害時における支給申請期限に係る取扱い（支給申請が可能になった後、一定期間内に支給申請等を行えば期限までに支給申請等があったものとしての取扱い）

3月18日 激甚災害等における特例処理に係る事業所(派遣先等)の取扱いについて

雇用保険の失業手当の特例措置（激甚災害と指定されたことに伴い、事業所が直接的な被害を受け、賃金が支払われない場合、実際に離職していなくとも雇用保険の失業手当を支給できる）について、就業場所が、請負現場や労働者派遣事業の派遣先である労働者も対象となることを明確化

3月22日 経済団体に対し緊急雇用対策等の説明

経済団体からの地震に係る情報把握と経済団体への支援策等についての説明

3月22日 新規学校卒業予定者等に係る採用内定者の確保を要請

宮城県知事、宮城県教育長、宮城労働局長連名で、社団法人宮城県経営者協会会長あて、新規学校卒業者に対する採用内定者の確保についての要請

3月28日 労働局長が宮城県商工観光部長、同次長等を訪問し、雇用関連の要望を聴取

3月28日 派遣労働者の雇用維持・確保について

派遣元事業主の団体に対し、新たな就業場所の確保、休業手当の支払いについて要請するとともに、主要経済団体に対し、新たな雇用機会の確保等について要請

3月30日 労働局長が連合宮城を訪問し、震災対策に係る取組み等について説明し、傘下組合・組合員へ周知及び制度の利用促進を依頼した

3月30日 有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用維持・確保について

主要経済団体に対し、有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用の安定とその保護、休業手当の支払いについて要請

3月30日 雇用調整助成金の取扱いの弾力化について

雇用調整助成金の利用について、管轄によらない申請の受理、必要な書類の事後の提出といった運用

4月6日 東日本大震災に伴う実習型雇用支援事業に係る取扱いについて

実習型雇用支援事業について、被災地の企業で実施する場合の対象者要件を緩和

4月6日 被災した学卒未就職者の支援の充実

3月11日時点で、災害救助法の適用を受けた地域に居住していた卒業後3年以内未就職者を採用した事業主に、3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金（支給金：100万円から120万、支給回数：1事業所1回から10回）、3年以内既卒者トライアル雇用奨励金（正規雇用奨励金：50万から60万）の特例措置を実施

4月19日 厚生労働大臣から人材ビジネスの事業主団体に対して行われた要請を踏まえた対応について

人材ビジネスの事業者等から被災者向けの合同企業説明会への参加希望や避難所での出張相談の実施についての相談があった場合に、可能な限り参加・実施ができるよう配慮する。

5月2日 雇用保険の給付日数の特例について

東日本大震災の特定被災地域に所在する事業所に震災当時雇用されていた受給資格者について、震災による特別延長給付として給付日数を60日延長する。

5月2日 被災者雇用開発助成金について

東日本大震災による離職者及び被災地域に居住する求職者を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給

5月2日 雇用調整助成金の拡充について

支給限度日数の特例を設け、特例の支給対象期間については、それまでの支給日数にかかわらず、最大300日の利用を可能とする。
特例により、被保険者期間6か月未満の人であっても雇用調整助成金の助成対象とする。

5月24日 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の教育訓練に係る取扱いについて

震災により被害が著しい地域に限り、被災した住民の生活への支援あるいは被災した地域の再生支援等地域貢献に寄与する活動を実施する場合、当該活動を教育訓練に当たるものとして助成対象とする。

6月9日 商工会議所と連携した震災被災者対象求人の確保について

全国の商工会議所において、被災者を積極的に採用する企業の情報を集約し、ハローワークに情報提供する仕組みを構築。

6月13日 緊急雇用調整助成金センターの設置

東日本大震災の影響による雇用調整助成金等の支給申請の増加に対応するため、事務処理を集中して行う緊急雇用調整助成金センターを設置

4. 「日本はひとつ」しごとプロジェクト

4月14日 宮城県「日本はひとつ」しごと協議会発足

4月25日 宮城県「日本はひとつ」しごと協議会の第1回会議開催

6月1日 宮城県「日本はひとつ」しごと協議会委員に対する被災者等の就労支援及び雇用創出に際する雇用の質の確保についての要請

5. 労働条件の確保等

3月23日 未払賃金の立替払事業の運営について

地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた労働者に係る未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化

5月2日 東日本大震災に伴う未払賃金の立替払事業における労働者が行方不明の場合の取扱について

東日本大震災による行方不明の場合、平成23年6月11日より震災発生日（平成23年3月11日）に退職したものとして、家族の方が手続きできることとなった

5月10日 夏期の節電に向けた労使の取組への対応について

東日本大震災により、電力の供給力が大幅に減少しており、夏に向けて再び悪化する見込みであることから、電力使用の分散化・平準化を図るための、事業計画、生産計画等の変更に伴う労働時間制度と留意点等。労使に対して取組を要請予定

5月19日 労働基準部監督課及び県下の監督署へ夏期の節電に関する緊急相談窓口を開設

5月30日 労使への取組の要請

県下の自治体、経営者団体、労働組合等に対しての夏期の節電に向けた労使への取組への対応を要請

6. 被災地における労働災害の防止

3月16日 「産業保健推進センター等における健康相談の実施について」

産業保健推進センター、地域産業保健センター等におけるメンタルヘルスを含む健康問題に関する電話相談対応の実施

3月18日 「災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」

宮城労働局長から建設業団体に、災害復旧工事（余震の発生に留意した安全な施工、土砂崩落災害の防止、がれきの処理における石綿等ばく露の防止等）等における労働災害防止対策の徹底について緊急要請

3月31日 宮城労働局及び労働基準監督署において、被災された事業者及び労働者等の復旧活動を支援するため、「防じんマスク(6,500枚)を配布」

4月1日 宮城県災害対策本部と連携の上、「救急薬品等を配布」

4月4日 防じんマスクの追加配布について

防じんマスクについて、日本と同程度の米国の規格を満たす防じんマ

スクを追加配布の関係労働局への連絡（関係労働局計7万枚）

4月13日 免許を滅失等した被災者への証明書の発行等について

震災により労働安全衛生法の免許を紛失し、その再発行を希望する被災者に対し労働局又は労働基準監督署において証明書を発行。（その証明書をもって免許を所持している者として取り扱うもの）

4月22日 がれき処理作業の開始に当たり、本省、宮城労働局及び仙台労働基準監督署による安全衛生パトロールの実施

4月22日 東日本大震災に係るがれき処理に伴う労働災害防止対策の徹底について

4月22日に厚生労働省、宮城労働局の合同パトロール、4月17日、28日に宮城労働局パトロール、4月29日から5月5日までの連休中に厚生労働省、宮城労働局の合同パトロールを実施し、簡易防じんマスク、作業の留意事項パンフレットを配布した。また、4月28日には（独）労働安全衛生総合研究所がアスベストの大気中濃度を測定するためサンプリングを行った。がれき処理は1年程度続くと見込まれているため、今後も、宮城労働局のパトロールを継続する

4月27日 被災地でのがれき処理作業における安全衛生パトロールの実施

4月27日（水）13：00～16：00

4月28日（木）9：00～16：00

4月28日 緊急作業に従事した労働者のその後の緊急作業以外の放射線業務による被ばく線量に係る指導について

被ばく線量については、女川原子力発電所からの情報収集を継続

5月2日 建設業者を対象に「がれき処理作業を安全に行うための講習会」の実施（宮城県建設業会館）

5月10日 東日本大震災の復旧工事における船舶の解体等作業に係る労働災害防止対策の徹底について

宮城県、関係15市町の関係団体に対策の徹底を要請予定

6月10日 仙台市において、損壊家屋解体時労働災害防止の集団指導を実施

6月17日 石巻市において、がれき処理作業に関する労働災害防止等の集団指導を実施

6月21日、22日 がれき処理作業に対する安全パトロール（労働基準部、各労働基準監督署）

6月23日 仙台市において、低層住宅の補修等の作業における労働災害防止の集団指導を実施

7.労働保険関係

3月11日 労災保険給付の請求に係る事務処理について

労災保険給付請求に関して、事業主証明や医師の証明なしでも請求可能とすること、地震により業務遂行中に建物の倒壊等により被災した場合には業務災害とすること等

3月14日 労災診療の取扱いについて

労災保険の療養の給付の給付の給付の手続について、任意の様式によっても差し支えないこと、また、非指定医療機関の指定の遡及適用や指定申請の勧奨等を実施

3月14日 労働保険料等の納期限の延長等について

被災地域にある事業所について、労働保険料（一般拠出金を含む。）の納付期限の延長及び猶予の実施

3月24日 労災認定の業務上外の判断等について

被災地では労災認定のための資料が散逸していることが予想されるため、資料がない場合の取扱要領を定め、迅速な処理の徹底及び「労災保険Q & A」の作成・周知

3月24日 労働保険料の納付期限の延長について

労働保険料及び障害者雇用納付金の納付期限の延長等

3月30日 労災診療費等の請求の取扱いについて

指定医療機関等が診療録等を滅失した場合、被災地域の指定医療機関からの通常の手続きによる請求が困難な場合における労災診療費の請求方法等について周知

5月2日 東日本大震災による行方不明の場合の特例の創設について

東日本大震災による災害により3ヶ月間生死がわからない場合、その方が死亡したものと推定される規定が設けられた

5月2日 労働保険料等の免除等の特例について

事業主からの申請に基づき、震災で被害を受け賃金の支払に著しい支障が生じているなど労働保険料の支払で困難な事情が生じている場合、平成23年3月から平成24年2月までの労働保険料を免除